

平成24年 第3次第2回葛飾区消費生活対策審議会議事録（概要）

日 時：平成24年12月18日（火）午前10時00分～正午

場 所：ウイメンズパル 3階 消費者学習室

出席者：越智委員、黒崎委員、佐々木委員、島田委員、鈴木委員（欠席）、
林委員、矢頭委員（欠席）、谷茂岡委員（五十音順）

1 開 会

→ただ今から、第3次第2回目の葛飾区消費生活対策審議会を開催いたします。
「2審議事項の今後の消費者教育の推進について」の審議においては、かなり
時間が掛かりそうなので「3報告事項」の後に審議したいと思います。最初
に「3報告事項」に入りますので、事務局から説明をお願いいたします。

→審議に入る前に、机上に配布しました、資料の確認をお願いいたします。

3 報告事項

（1）新「葛飾区基本計画」（25年度～34年度）について

→新葛飾区基本計画は25年度～34年度の10年計画であります。概要を説明
いたします。

基本構想は従来から「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」を策定して
おりまして、これに基づいて基本計画理念があり、基本目標が3つあります。
目標1が健康と福祉、2が町づくりと産業、3が生涯学習とふれあいです。
消費者対策の推進については、2町づくりと産業のなかの、10防災生活安
全の、05消費者対策推進事業に継続で載せております。

今までは、基本計画の「消費者の自立支援」と「消費者被害の救済」の2本
立ての計画事業をしてきましたが、1本化にして、「消費者対策推進事業」に
いたしました。

計画事業の概要を説明いたします。

主要課題として「住み続けたいと思える、安心・安全なまちづくり」に位置
付けてあります。内容は、自立した消費者として行動できるよう、消費者問
題に取り組んでいる団体の活動を支援するとともに、消費者情報の提供、消
費者講座等の学習機会の確保、消費生活相談の実施など、様々な取り組みを
推進していきます。また、今年の8月に「消費者教育の推進に関する法律」

の公布を受け、東京都と連携して先進的な事業に取り組み、消費者教育の充実を図っていきます。活動量では、前期25年～28年の予定数字を記載しております。①消費者教育の実施については、消費者講座、講演会、リーダー研修会、消費者大学講座、子ども向けの消費者教育出前講座の開催などで、参加者3,200名を目標にしております。②消費生活展の開催ですが、今年が40周年記念であります。4年間で30,000人を目標にしております。③展示室の運営につきましても、引き続き運営していきます。④消費生活対策審議会、被害救済委員会の運営では、あっせん4件としております。⑤地域連絡会議については、今後、設置して、消費者対策の取り組みをしていきます。事業費におきましては、3700万円～3500万円であります。成果指標については、被害にあわなかった割合であります。現状値は97.5%ですが、今後数値を上げていくことを目標にしております。

→質問はありますか？

→それでは、私から質問いたします。

この基本計画では高齢者被害対策防止のための、安心安全な地域社会の構築が取り入れていない感じがします。消費者対策推進事業は、従来の消費者行政を充実していくためのよう感じます。

基本計画で消費者対策を総合的に推進していくようなものがありますか？

→消費生活条例のなかで、成年後見制度の活用等がありますが、地域福祉で新規に成年後見事業の拡充をいたします。

→基本計画を総合的に推進していくための議論する会議が設置されていますか？

→基本計画の副題で「区民との協働（パートナーシップ）による計画の推進」とあります。区、事業者、団体との推進会議が設置されると思います。

→基本計画を策定した部署が、今後区民に意見を取り入れる会議を設置するのですか？

→私も出席していますが、各委員会で区民の意見を聴いて取りまとめている段階です。

→各委員会の取りまとめの推進委員会は設置するのですか？

→どこの部署で設置するかは未定ですが、推進委員会が設置されると思います。

→各委員会で団体や事業者、専門の先生の意見を聴いてまとめている概要を創っている状況です。

→取りまとめる部署は、政策企画課ですか？

→事務局は政策企画課ですが、推進本部は今後設置されます。

→総合的推進本部があれば、高齢者が安心安全な地域社会の構築について、審議会として意見を出したいと思いましたが、時期的に間に合わないので、基本計画の方向性が出たら報告していただければと思います。

東京都で基本計画を練る時に、消費者行政を審議会する場で、消費者行政部会を設置し、消費者団体代表、事業者代表、学識経験者が参加してプランを創りました。

→他に質問はありますか？

→質問が無いようなので、消費生活展40周年記念事業の報告をお願いいたします。

(2) 消費生活展40周年記念事業の報告について

→「区政施行80周年・消費生活展40周年記念事業」の報告をいたします。

「区制施行80周年・消費生活展40周年記念事業」を、10月13・14日に開催し、テーマは「いま、消費者に求められているものは」でした。

2日間で、来場者数5,000名にもなりました。

特別記念講演会・シンポジウムの開催について説明します。

「環境と暮らしの中のエネルギー」をテーマに、田中優氏の講師で講演を行いました。講演終了後、シンポジウムをおこないました。メンバーは、田中優氏、「環境エネルギー研究所」の大庭みゆき所長、「葛飾区消団連」の谷茂岡会長、「葛飾区環境部」の深井部長で、「環境と暮らしの中のエネルギー」について、私たち自らできることは何かについて、シンポジウムがおこなわれました。来場者は130名になりました。

消費生活センターキャラクターの選定・名称募集についてです。

消費生活センターの職員が、キャラクターを制作し、名称を区民から公募し

たところ44件の公募がありました。採用された方は親子で応募しましたが、母親の考案が採用されました。特別記念講演会（9月29日）において、採用者に区長から表彰と記念品が贈呈されました。名称は「女の子は、未来ちゃん・男の子は守くん」になりました。

啓発用グッズの作成・普及についてです。

消費者教育用体験型ボードゲームを150組、制作しました。

このボードゲームは、小学校3～4年生対象にしており、今後、早期の消費者教育を実施していくために、活用していこうと思っております。

このボードゲームは、プロポーザルで業者を選定し制作いたしました。消費生活展で展示・紹介したあとに、区内小学校、わくわくチャレンジ広場、児童館に配布しているところでございます。

啓発用マグネット等の制作であります。

消費者の啓発マグネットを制作していきますが、ボードゲームのカードを活用した啓発用トランプも制作していこうと考えております。

啓発用寸劇の上演についてであります。

「いい加減一座」という、区内のボランティア集団が無償で公演を行っていただきました。記念講演会で「振り込め詐欺」、消費生活展10月13日「催眠商法」・14日「リフォーム詐欺」をテーマに、公演を3回していただきました。

消費生活展40周年記念誌ですが、第1回から40回までの生活展のあゆみが掲載しております。来場者からも、かなり好評を受けました。

→質問はありますか？

→ボードゲームは、区内小学校、わくわくチャレンジ広場、児童館に配布されたのですか？

→わくわくチャレンジ広場は配布済みです。児童館は明日の館長会に配布します。区内小学校は、これから配布いたします。

→早くボードゲームの反応が聞きたいですね。

→わくわくチャレンジ広場のクリスマス会で、ボードゲームを活用しようと思っております。

→生活展の来場者数5,000名と聞きましたが、昨年より多いのですか？

→昨年より、若干多いです。

→先日、14日に東京都の消費生活センターの会議がありまして、葛飾区の消費者団体が凄く活躍していると褒められました。そのなかで、消費生活センターの認知度を高めるためのキャラクター作成と、子ども向けのボードゲーム作成の評価が高かったです。

→私も東京都の区市区町村の現状は把握していますが、葛飾区の消費者団体が、40年もこれだけ活躍しているところは珍しいです。他の消費者団体は、ほとんど機能していないのが現状であります。これからも、葛飾区の消費者団体には、胸を張って頑張っていたいただきたいと思います。

2 審議事項

今後の消費者教育の推進について

→それでは、事務局から説明をお願いいたします。

→「消費者教育の推進に関する法律の公布について」説明いたします。

「消費者教育の推進に関する法律の公布について」の2ページで、3基本理念(3)消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならないものとする。

5ページで、11学校における消費者教育の推進(1)国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならないものとする。

8ページで、20消費者教育推進地域協議会(1)都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならないものとする。と、記載されております。葛飾区としても、来年度に「地域連絡会議」を立ち上げて、消費者教育の進め方を検討していければと考えております。

また、国や東京都の消費者教育推進の基本方針の動向をみながら、「地域連絡会議」の立ち上げ時期を検討していきたいと思っております。

消費者教育に係る財政支援についてです。今年度で活性化基金が終了するた

め、新たに国と都が新規の消費者教育事業に対して、財政支援を取り組む予定らしいです。

→質問はありますか？

→それでは、私からコメントいたします。

消費者教育の推進に関する法律は、2～3月に施行されると思います。消費者教育の推進に関する法律の目標は、消費者市民社会であります。今の消費者は自立していないのが現状であります。国や自治体が消費者教育を進めていくことになると、消費者団体の役割が重要になってきます。つまり、消費者団体が消費者を教育していくことが必要になってきます。また、全国的に消費者団体が機能していないのが現状なので、国が消費者教育を進めていかなければならない。

消費者庁と国民生活センターを機能統合する予定でしたが、政治の動きによって、どうなるかわかりません。

国や東京都も消費者教育に関して流動的なので、的確に状況を把握しておくことは必要であります。

消費者教育が法律になったのだから、地域でどのように進めていくか考えていかなければならないです。

東京都も国の動向をみながら具体的に動きだすとのこと。東京都が行うことは財政支援と国の消費者教育プランを受けて、特定の地域に消費者教育プランを創らすことになるでしょう。ただ、どのように進めていくかは手探り状態であります。

→消費者庁の長官は消費者団体の代表の方なので、消費者に目を向けていただけると期待しております。ただ住民や消費者団体の声が届かないと消費者庁は動かないと思いますので、われわれも考えていかなければならないと思います。

本区では10か年の基本計画の見直しを行いました、区長は住民の声で行政が動くと言っておりますので、住民の声を十分に取り入れて作られております。

今後も、当審議会で皆さんの意見を出し合い、地域で消費者教育を進めていきたいと思っております。そのためにも、消費者リーダーを育成していくための学習会を開催していこうと考えております。

→私は東京都の審議会を16年、国の審議会も何年か委員やっていましたが、やはり地域が大事であると思ひ、小金井市、国分寺市、葛飾区の審議会を引

き受けています。

東京都は住民から距離があるため、国と同じようなことしかできない。区市町は消費者に一番近い自治体でありますので、具体的なことができます。ただ、各自治体は何を進めていくかが分からないのが現状なので、葛飾区が先進事例を構築すれば、他の自治体に影響を与えますので、地域社会から発信していくことが重要であります。

全国消費生活センター管理職研修で、小金井市の家庭科で消費者教育授業の実施を紹介したところ、後日、愛媛県から小金井市の家庭科の授消費者教育授業の講義を、小中高の教員の研修で紹介してほしいと依頼されました。

このように、新たな取り組みを行うと全国の自治体に普及してきます。

→質問はありますか？

→質問が無いようなので、新しい委員もおりますので再確認したいと思います。

「葛飾区消費生活条例第27条の規定に基づく諮問に対する答申」の7ページ以降をご覧ください。「(2) 消費者教育の拡充で①出前講座、講師派遣の周知、②大学と連携した連続講座の開講、③長期に継続している事業の見直し、④早期教育の実施、⑤区内学校における消費者教育への支援」を受けて事務局で計画書を作成しております。

②大学と連携した連続講座の開講においては、大学と連携はしていませんが、8回の連続講座を開催しております。⑤区内学校における消費者教育への支援においては、消費者教育用ボードゲームを制作していくことになりました。

→今後、この答申に基づいて、消費者教育を検討していきます。また、過去に実施してきた事業内容を再点検して見直しをした方が良い感じします。

例えば、8回の連続講座のねらいや内容を再確認していく必要があります。国分寺市と東京経済大学が共催、東京都消費生活センターが後援で、契約法の連続講座を開催しました。講師は東京経済大学の教授で、最初の3回は、契約の基礎知識講座で村先生が講義し、計8回講座を開催しました。参加者の対象を、現職の相談員、相談員になりたい方、小中学校の先生に絞りました。理由は、小学校の家庭科と中学校の社会科に契約法が導入されましたが、教員や相談員が契約法を教えるのが困難であるためです。参加者は毎回、は約50名出席しますので、行政が行う講座では参加者は多いほうです。

やはり、8回開催するためには、カリキュラムの目的と内容を明確にしておく必要があります。

消費者教育で必要なことは、広告、表示などの情報を読み取る能力を身に付かせることです。講座の1回目に、広告、表示を読み取る科目を取入れるべきです。大きく分けて、契約の問題、表示の問題、安全の問題の3つがありますので、カリキュラムに取り組んでいくことを検討していただきたい。

国分寺市の例をあげますと、東京経済大学が講座のカリキュラムと講師を手配して、国分寺市が費用と広告PRと会場の確保を行う協定で、実施しています。葛飾区も参考にさせていただければと思います。

消費生活センターでパンフレットを作成していますが、内容を総点検したほうが良いと思います。全国の消費生活センターでも同じですが、パンフレットの内容が間違った内容で記載されている箇所があります。

今後、消費者教育を進めるにあたり、新しい事業展開も必要ですが、過去に議論してきたものを総点検していければと思います。

→今年度、啓発冊子で「くらしにいかす」を、専門家に依頼して作成しますが十分気を付けていきたいと思います。

→質問はありますか？

→葛飾区の特徴を出すためにも、消費者教育を前向きに考えていかなければなりません。また、現状でも消費者団体と行政が協力しながら消費者行政を進めております。

→他区では、消費者団体が機能していないところが多いです。

→東京都の会議などで聞きますが、他区では消費者団体と行政の打合せが1回くらいしかないと聞きます。

→本区では、消費者団体と行政の打合せは、年3回以上はやっています。

→他の区市町村で、消費者団体も行政も機能していないため、会議さえも開こうとしないところがあります。他区には珍しく、葛飾区は消費者団体が機能して活動しているので素晴らしいと思います。

→消費者団体の皆さんに問題意識を持っていただきたいと思ひまして、事業の見直しを図り、来年度は消費者大学連続講座を実施していきたいと検討しております。

→消費者教育推進法が公布されたことと、中学校で契約法が導入されたことで、消費者教育をどのように進めていくかを議論していかなければなりません。基本計画のなかでも、消費者教育を位置付けていただいておりますので、具体的なプランを考えていかなければなりません。今後、委員の皆さまも考えていただければと思います。

→私は直近まで、企業向けのセミナーの講師をやっていました。定年前の方を中心に、お話をしていましたが、住宅ローンの元本と利息の割合、繰り上げ返済、カードのリボ払いなどの契約について理解していない方がほとんどでした。皆さんの感想は、若いころに契約の勉強をしておけば良かったと言っていました。

会長が言うとおりの、若い時から契約の知識などを勉強しておけば、将来、騙されないと思いますので、是非、消費者教育を推進していただきたいです。

→高齢者の方に、クレジットカードの簡易契約について理解しろと言っても無理があります。日本の場合、法律自体が難しいです。クレジットカードの簡易契約の約款は、元々は企業同士の約款でありますので、消費者が約款を読んでも理解できないと思います。全国の相談員が、相談者に「約款をよく読んでから契約しましょう」と言いますが、一般の方に理解しろと言っても無理があります。

→消費者教育推進法が8月に成立するのですか？

→まだ、8月は公布の段階で、おそらく2月か3月に施行されると思います。

→消費者教育推進法が施行されていないので、学校に入り込めないのですね。

→消費者教育推進については前々から必要性があるので、施行前でも小金井市は独自に消費者教育の授業を実施し、葛飾区は消費者教育用の教材ボードゲームを制作して消費者教育を進めています。

今後、他の自治体の情報を集めてアレンジして、葛飾区オリジナルの消費者教育を進めていければ良いと思います。

→消費者教育推進について、日本中が試行錯誤しているのですね。

→そのとおりです。

→学校は色んな問題で飽和状態なのに、消費者教育を進めるとなると拒否反応をおこすのではないのでしょうか。

→そのとおりで。学校の現場は様々な教育を取入れているため、教員が全て教えるのは困難であります。ですから、小金井市のように専門講師を活用して、消費者教育の授業を実施していくことが望ましいです。

→葛飾区も小金井市のように消費者教育の授業を実施していければ良いと思います。

→小金井市の場合、中学校の家庭科の教員が消費者教育に熱心であり、管理職だったのでスムーズに進みました。市役所の職員で消費者教育に熱心な方がいて、学校との調整も積極的に動いてくれました。

→やはり、教育委員会との連携が大切だと思います。葛飾区の産業展に小学生が大勢見学に来ますので、消費生活センターにも見学に来ていただければと思います。

→飯田橋のセンターのように欠陥商品の見本が観られるなど、現物教育を実施しております。このように現物が観られる教育をしていくことが大切です。

→消費者教育を進めるにあたり、小学校のPTAに入り込むべきだと思います。ただ、最近は働いている母親が多いので、PTA向けに消費者教育出前講座を開催しても、なかなか集まらないのが現状です。

→講座を開催するのに平日の昼間では集まりにくいです。会場、曜日、時間帯が大切であります。

今後、葛飾区で連続講座を8回開催するにあたり、テーマ、内容、場所、日時を工夫していかなければなりません。

質問はありますか？（質問なし）

次回も消費者教育の推進について、引き続き議論していきたいと思います。

4 その他

→その他で何か質問等がありますか？（質問なし）

5 閉会

→それでは、第3次第2回目の葛飾区消費生活対策審議会を終了いたします。